

改正概要説明書	
国名： オーストリア	法令名： 実用新案法
改正情報： BGB1. No. 211/1994, 2009 年改正 (BGB1. No. 126)	
<p>改正概要：</p> <p>オーストリア特許法改正に伴い、実用新案法についても同趣旨の改正が行われた。主な改正内容は次のとおり。</p> <p>1. 手数料の規定に関する改正</p> <p>特許庁手数料法の制定に伴い、手数料についての規定が実用新案法から削除された(第 46 条から第 50 条等)。</p> <p>2. 実用新案権の効力に関する改正</p> <p>試験又は研究目的の実施については特許権の効力がおよばないことが明文化された(第 4 条 1 項)。</p> <p>登録実用新案に係るものの流通等を目的とする輸入行為、所持行為についても実用新案権の排他的効力が及ぶ旨が規定された(第 4 条 1 項)。</p> <p>正当な権原なく、考案の本質的な要素であることを知りながら、当該発明の本質的な部分として用いられる手段を提供する行為が禁止される旨の規定(寄与侵害)が追加された(第 4a 条)。</p> <p>3. 実用新案法の保護対象に関する改正</p> <p>実用新案法の保護対象はすべての技術分野の考案に及ぶことが明示された(第 1 条 1 項)。また、考案とみなさないもの及び実用新案法の保護対象から除外されるものを定義する規定が見直された(第 1 条, 第 2 条)。</p> <p>4. 出願に関する改正</p> <p>実用新案登録出願毎に必要なとされていた個別委任状についての規定が削除された(第 39 条)。出願分割をすることができる時期的要件(第 20 条)が改正された。</p> <p>5. 特許商標最高審判所に関する改正</p> <p>審判部の決定について特許商標最高審判所に審理を求めることができるようになった(第 35 条 8 項, 第 37a 条等)。</p> <p>6. オーストリア特許法改正に伴う準用条文の追加・変更</p> <p>権利不存在の宣言(権利剥奪の宣言ともいう(独：Aberkennung(英：Declaration of lack of Title)))に関する諸規定(第 29 条 6 項で準用するオーストリア特許法第 49 条 7 項)、侵害訴訟における権利の有効性についての先行審理(第 41 条で受尿するオーストリア特許法第 156 条)などの改正事項が、実用新案法の改正内容にも反映されている。</p>	

改正内容：

・第1条 対象

(1)において実用新案の保護の対象として「すべての技術分野において」が追加された。

(2)(3) (略)

(4)において「それら自体に保護が求められる限り」が「それらの対象又は活動に保護が求められる限り」に変更された。

・第2条 除外規定

3.において「微生物を含む植物若しくは動物の品種(動物の種族)，又は植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法」が「植物，動物及び生物学的材料並びにそれらの生産方法」に変更された。

・第3条 新規性

(2)4. において第2段落及び第3段落が5.として明確化された。

(3)において「(1)の規定によって排除されない」が「(1)及び(2)の規定では排除されない」に変更された。さらに、「そのような使用が技術水準に含まれないならば，(1)及び(2)は，前記の方法での特定の使用によって前記の物質または作品の保護を受ける可能性を排除しない」が追加された。

(4)において「(1)の規定の適用上」が「(1)及び(2)の規定の適用上」に変更された。

・第4条 効力

(1)において「実施することを排除する権利」が「使用すること又は前記行為を目的としてその考案の対象を輸入若しくは所持することを排除する権利」に変更された。さらに「実用新案の効力は，研究及び試作並びに製薬製品を市販するための許可，認可又は登録を得るための実施には及ばない」が追加された。

(2)において「しかし，無効審判において訂正された実用新案の保護の範囲は，保護が延長されない限り，出願時に遡及して確定する」が追加された。

・第4a条

実用新案の効力に関する新設条文である。

・第8条 考案者の名称

(4)において「請求があれば考案者として」が「請求があれば，無効を決定する法的手続に基づいて，考案者として」に変更された。

・第14条

(4)において「ドイツ語翻訳文を出願日から3月以内に提出しなければならない」が「ドイツ語翻訳文を第18条(2)に規定された期限までに提出しなければならない」に変更された。また、「翻訳文が所定の期限内に提出されなかった場合は，出願は取り下げられたものとみなす」が削除された。

・第 15a 条 分岐

(1)において「出願人又は所有者は、」が「出願人又は所有者若しくは承継人は、」に変更された。

(1)3. において「1970年特許法第107条」が「1970年のオーストリア特許法第101c条(2)」に変更された。

・第 16 条 優先権

(3)が削除された。

・第 16b 条

「オーストリアにおいて、」が追加された。

「連邦経済大臣」が「交通技術省大臣」に変更された。

・第 17 条

(2)において「補正をするときは、出願手数料(第46条(1))の半額に等しい手数料を納付しなければならない。部分優先権(第16条(2))の場合は、その手数料は補正を求める優先権の数に応じて乗じた金額とする」が削除された。

・第 19 条 調査報告書

(3)において「前記の期限は1回に限り、2月の延長を受けることができる」が「前記の期限は延長を受けることができる」に変更された。

(4)において「また、補正後のクレームが単一性の要件(第13条(3))を満たしているか否かについての審査は行わない」が削除された。

・第 20 条 出願の任意分割

分割出願の日程的要件が明確化された。

・第 21 条 出願の変更

最終段落として「もし実用新案出願がオーストリア特許法第92b条による変更である場合は、特許出願への変更は認められない」が追加された。

・第 27 条 公告及び登録の繰上

(1)において「申請と同時に、公告手数料(第46条(2))並びに公告及び登録の繰上のための割増手数料(第46条(3))の納付を正規に証明しなければならない(第49条)。証明しなかったときは、申請は行われなかったものとみなす」が「公告手数料並びに公告及び登録の繰上のための割増手数料の納付を正規に証明した場合に限り申請は受理される」に変更された。

・第 28 条 無効宣言

(3)において「第4条に規定した」が「第4条及び第4a条に規定した」に変更された。

・第 29 条 権原不存在の宣言

(1)において第 1 段落の後に「実用新案権の移転の場合、移転の登録までは移転先の同意がある場合に限り実用新案権を放棄することができる」が追加された。

(1)2. において「事前の書面による許諾なく」が追加された。

新設条文として(6)が追加された。

・第 33 条 通則

(1)5. が削除された。

・第 34 条

(2) 準用法が「1970 年特許法, BGBI. No. 259, 第 62 条(2)の規定」から「1970 年特許法の第 51 条から第 56 条まで, 第 57 条(2), 第 57b 条から第 58b 条まで, 第 60 条(1), (2), 第 61 条, 第 64 条, 第 66 条から第 69 条まで, 第 76 条から第 79 条まで, 第 82 条から第 86 条まで, 第 126 条から第 137 条までの規定」に変更された。

・第 34a 条

新設条文である。

・第 35 条 技術部及び法律部の決定に対する審判請求

(3) (4)は新設条文として追加された。これにともない旧法(3)-(7)は新法(5)-(9)になった。旧法(6) (新法(8))において「審判部の決定」が「審判部の中間及び最終決定」に変更された。

また、「審判部の決定に対する上訴は特許商標最高審判所に行うことができる」が追加された。

旧法(7) (新法(9))において「第 71 条(2)及び(4)」が「第 71 条(6)」に変更された。

・第 36 条 無効部における手続

(2)において「無効部の議長は法律職構成員とする」が削除された。

・第 37a 条

新設条文である。

・第 39 条 代理人

(1)において「委任状は、個々の実用新案出願について個別に提出しなければならない。代理人が、公告された他の実用新案に関して権限を与えられている場合においても同様とする」が削除された。

(2)において「ただし、実用新案を移転する授権は、如何なる場合にも、正規に認証された委任状によって証明しなければならない」が削除された。

(4)において「この規定は、特許庁の顧客及び情報サービスの利用については適用しない」が「住所又は営業所が欧州経済領域又はスイス連合内にある場合は、本法に基づく権利を主張するためには、オーストリアに住所を有する者を送達代理人に指名することをもって

足りるものとする。特許庁の顧客サービス及び情報提供サービスを利用するためには、代理人及び送達代理人の指名を必要としない」に変更された。

(5)において出願者若しくは代理人の所在地が明確化された。

・第 41 条 実用新案の侵害

「流通経路及び出所についての情報を要求する権利」が追加された。

また、1970 年特許法第 164 条の廃止にともない準用がなくなった。

・第 42 条

(1)において「業として前記の行為をした者は、2 年以下の拘禁刑に処せられる」が追加された。

(2)において「企業所有者が法人である場合は、この規定を侵害行為を防止しなかった企業体に適用する。企業は、企業体に科せられた罰金について有罪判決を受けた者と連帯して責任を負うものとする」が削除された。

(3)(4)は新設条文として追加された。これにともない旧法(3)(4)は新法(5)(6)になった。旧法(4)(新法(6))において 1970 年特許法第 164 条の廃止にともない準用がなくなった。

・第 46 条-第 51 条

廃止された。

・第 51a 条 経過措置

新設条文である。

・第 53 条

(5)-(8)は新設条文である。

・第 53a 条

新設条文である。

・第 54 条

旧法 1., 6. 及び 7. が削除された。これにともない 2. から 5. が 1. から 4. に、さらに 8. が 5. になった。

旧法 2. (新法 1.)において「第 29 条(4)に関連する第 4 条(5) (補償請求の決定に関する範囲とする)、1970 年特許法第 147 条から第 156 条まで、第 160 条、第 161 条及び第 164 条に関連する第 29 条(4)、第 41 条から第 44 条までについて連邦司法大臣」が「第 29 条(4)、第 41 条から第 44 条、第 147 条から第 156 条及び第 160 条から第 161 条については、連邦司法大臣」に変更された。

旧法 4. (新法 3.)において「連邦経済大臣」が「運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣」に変更された。

旧法 5. (新法 4.)において「第 37a 条(4)」が追加され、さらに「連邦経済大臣及び連邦司法大臣」が「運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣及び連邦司法大臣」に変更された。

旧法 8. (新法 5.)において「連邦経済大臣」が「運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣」に

変更された。